

**森林の立木を伐採する
ときには届出が必要です**

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんのお恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施策を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林

(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。

①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所

有者

②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と

買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

森林政策課

(吾北総合支所内)

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115



**森林の土地の所有者
届出制度のお知らせ**

▼届出対象者

個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。

また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づき土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▼届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要

です。

■問い合わせ

森林政策課

(吾北総合支所内)

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ

性被害者相談専用電話開設

性暴力被害者支援センターのうちでは、4月から性暴力被害相談の専用電話(コールコール)を開設します。

■問い合わせ

森林政策課

(吾北総合支所内)

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

■問い合わせ

認定NPO法人こうち被害者支援センター事務局

☎854-7511

◆DV電話相談のご案内◆ DVは、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。

相談先	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター 「ソール」	警察
対象	DV被害に苦しんでいる方(男女不問)	女性、男性	DV・ストーカーに関する相談
電話番号 相談時間など	☎833-0783 平日 9:00~22:00 土・日・祝日 9:00~20:00 (年未年始を除く。)	女性向け ☎873-9555 毎日 9:00~17:00 (※第2水曜日・祝日・年未年始を除く。) 男性向け(予約制) ☎873-9100 第1・3火曜日、第4水曜日 18:00~20:00	お近くの警察署又は 県警本部県民支援相談課 (#9110又は☎823-9110) 夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ